一般競争入札について次のとおり公告します。

1　競争入札に付する事項

（1）件名　　撤去保管自転車２次売却

（2）履行場所　　自転車等保管所７施設

（3）履行期間　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

（4）概要　　本契約は川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和６２年川崎市条例第４号）第１４条に基づき売却処分をするもので、本市が指定した撤去し保管している自転車を全て引き受けることとする。なお、詳細は別途仕様書によるものとする。

2　一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

（1）川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

（2）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

（3）令和６年１０月４日までに令和７・８年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和７・８年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「回収資材購入」のうち種目「車両」又は「その他（備考欄に「自転車」の記載あり）」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要す。）

（4）当該入札公告の日から過去５か年以内に本市又は他官公庁において同規模の売却契約の実績があること。

3　競争入札参加申込書及び仕様書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければならない。

（1）配布期間

令和７年２月２６日（水）から令和７年３月４日（火）まで

午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで

（2）配布場所

川崎市ホームページ内、

https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000116188.html

又は、
川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所本庁舎１６階
建設緑政局自転車利活用推進室　（　担当　添田　）

（３）提出期間
令和７年２月２６日（水）から令和７年３月４日（火）まで
午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで

（４）提出物
ア　競争入札参加申込書
イ　上記２「一般競争入札参加資格」の（４)の実績を証明する資料（契約書の写し等)

（５）提出方法
持参もしくはメール、ＦＡＸにて提出すること。メール、ＦＡＸでの提出の場合必ず提出した旨を担当宛て電話連絡すること。

（６）提出場所
〒２１０－８５７７
川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所本庁舎１６階
建設緑政局自転車利活用推進室　（　担当　添田　）
電話：０４４－２００－３５９６
ＦＡＸ：０４４－２００－３９７９
電子メール：53ziten@city.kawasaki.jp

（７）その他
提出した書類に関して説明を求める場合がある。また、提出された書類は返却しない。なお、入札説明会は開催しない。

４　競争入札参加資格確認通知書等の交付
競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登載した際に登録した委任先メールアドレスに令和７年３月６日（木）までに送付する。委任先メールを登録していない場合は、令和７年３月６日（木）午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までに上記３(６)の提出場所に直接受け取りに来ること。

５　仕様に関する問合わせ及び回答
（１）問合せ期間
令和７年３月６日（木）から令和７年３月１０日（月）まで
午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで

（２）問合せ先

上記３(６)に同じ

（３）問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するＦＡＸ又は電子メールアドレスあてに送付すること。また、質問書を送信した旨を担当まで連絡すること。なお、質問書以外による問い合わせには一切応じない。

（４）回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和７年３月１２日（水）に、全参加者宛てにＦＡＸ又は電子メールで送付する。

６　一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失する。

（１）開札前に上記２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

（２）一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

７　入札の手続等

（１）入札の方法

ア　入札書の提出日時

令和７年３月１９日（水）午前１０時１５分

イ　入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所本庁舎１６階　１６０３会議室

（２）入札保証金

免除とする。

（３）開札の日時及び場所

上記７(１)に同じ

（４）落札者の決定方法

市が指定した不適合自転車の引取りも含めた適合自転車１台あたりの単価（税抜き）を入札金額とする。

川崎市契約規則第１４条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格が著しく高価格であるときは、調査を実施することがある。

（５）入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とする。

８　契約の手続等

（１）契約保証金

契約保証金は、川崎市契約規則第３３条第４号の規定により免除とする。

（２）契約書の作成の要否

ア　契約書を作成することを要する。

イ　契約書作成に要する費用は落札者の負担とする。

（３）契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記３(６)の提出場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(http://www.city.kawasaki.jp/233300/)の「契約関係規定」で閲覧することができる。

９　その他

（１）公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによるものとする。

（２）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）入札金額等

ア　入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとする。

イ　入札は所定の入札書により行うものとする。

（４）入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出すること。

（５）再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。ただし、前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第７条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わない者は除くこととする。

（６）関連情報を入手するための窓口は、上記３(６)の提出場所と同じである。